

大阪労働局発表
令和4年6月24日

【照会先】

大阪労働局需給調整事業部
(電話) 06-4790-6319

令和3年度労働者派遣事業・職業紹介事業等に係る 指導監督状況及び令和4年度指導監督方針について

大阪労働局（局長：木原 亜紀生）では、令和3年度における労働者派遣事業・職業紹介事業等に係る指導監督状況及び令和4年度指導監督方針を取りまとめましたので公表します。

1 令和3年度指導監督状況等 概要

◇1事業主に対して行政処分を実施

悪質な法令違反により、派遣元事業主1社に対して労働者派遣事業改善命令を行いました。
(詳細は2ページ「1の(1)行政処分の実施状況」参照)

◇1,446事業所に対して指導監督を実施

労働者派遣事業・職業紹介事業等に係る指導監督を行った事業所のうち、文書による是正指導を1,722件、行いました。

(詳細は2ページ「1の(2)指導監督の実施状況」参照)

◇法制度周知に向けたセミナー等を実施

改正労働者派遣法周知に向けた「同一労働同一賃金セミナー」をはじめ、派遣元事業主及び派遣先並びに職業紹介事業主などを対象に法制度周知に向けた各種セミナーを31回実施し、1,463名が受講しました。

(詳細は3ページ「1の(3)法制度周知に向けたセミナー」参照)

2 令和4年度指導監督方針 概要

改正労働者派遣法の適正な履行に向け、計画的・効率的な指導監督に取り組みます。

(詳細は4ページ「2 令和4年度指導監督方針」参照)

1 令和3年度指導監督状況等 概要

(1) 行政処分の実施状況

労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令

《 処分日：令和4年3月7日 》

【事案の概要】

A社は他社との間で業務委託契約と称する契約を締結し、延べ4,355人日にわたり自己の雇用する労働者を仲居業務に従事させていたが、その実態は、旅館・ホテルの社員による指揮命令を受けて労働に従事する労働者派遣であったことから、労働者派遣事業改善命令を行った。

(2) 指導監督の実施状況

① 指導監督を実施した延べ事業所数

項目	令和3年度 事業所数	令和2年度 事業所数	前年度比
計	1,446	1,730	▲16.4%
うち労働者派遣事業関係	1,122	1,075	4.4%
うち職業紹介等事業関係	288	276	4.3%
うち請負関係	36	379	▲90.5%

② 是正指導（文書指導）を行った件数

項目	令和3年度 件数	令和2年度 件数	前年度比
計	1,722	911	89.0%
うち労働者派遣事業関係	1,336	582	129.6%
うち職業紹介等事業関係	373	308	21.1%
うち請負関係	13	21	▲38.1%

③ 主な是正指導内容

i 労働者派遣事業

(i) 派遣元事業主に対する指導内容

- マージン率等の情報提供（労働者派遣法第23条第5項）
- 労働者派遣契約（労働者派遣法第26条第1項）
- 労使協定の締結、周知（労働者派遣法第30条の4第1項、第2項）
- 就業条件の明示（労働者派遣法第34条第1項）

(ii) 派遣先に対する指導内容

- 労働者派遣契約（労働者派遣法第26条第1項）
- 抵触日の通知（労働者派遣法第26条第4項）
- 派遣先管理台帳（労働者派遣法第42条第1項）

ii 職業紹介事業

- 労働条件の明示（職業安定法第5条の3）
- 取扱職種の範囲等の明示（職業安定法第32条の13）
- 帳簿の備え付け（職業安定法第32条の15）
- 職業紹介実績等の情報提供（職業安定法第32条の16第3項）

iii 請負関係

- 不適切な請負（請負事業主が労働者派遣事業の許可を有している場合）
 - ・労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（労働省告示第37号）に照らして、実態として労働者派遣を行っていた、又は受け入れていた。
- 不適切な請負（請負事業主が労働者派遣事業の許可を有していない場合）
 - ・外形上は請負契約であったが実態として労働者派遣に該当しており、無許可のまま労働者を派遣した、又は受け入れていた。

(3) 法制度周知に向けたセミナー

派遣労働者の同一労働同一賃金などを目指す改正労働者派遣法の適正な運用のために、「同一労働同一賃金セミナー」を開催しました。

この他、派遣元事業主及び派遣先並びに職業紹介事業主等を対象とした講習会の実施、事業主団体等が主催する各種研修会やセミナーにおける講師派遣、訪問・呼出指導の際の説明等あらゆる機会を通じて、近年の労働者派遣法及び職業安定法の改正内容を中心とした法制度の周知を行いました。

(参考) 令和3年度各種研修会・セミナー開催状況

内 容	実施回数	受講者数
同一労働同一賃金セミナー	4	526
公共団体業務委託請負適正化セミナー	1	61
需給調整事業部主催各種講習会	19	711
・医療介護保育分野における適正な職業紹介事業者の認定制度に係るセミナー	(1)	(44)
・新規許可申請前説明会	(14)	(50)
・事業報告書セミナー	(4)	(617)
事業主団体等への講師派遣	7	165
合 計	31	1,463

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から会場での開催に代えて書類送付で実施

・許可後説明会	24	426
・許可更新説明会	24	1,636
合 計	48	2,062

2 令和4年度指導監督方針 概要

- 派遣労働者の同一労働同一賃金履行確保のために、積極的かつ適切な指導監督を実施するとともに、「派遣労働者の均等・均衡待遇に係る特別相談窓口」を引き続き設置し、派遣労働者等からの相談に対して適切に対応します。
- 偽装請負については、あらゆる機会を通じて情報把握に努め、具体的な事案を把握した場合は、迅速かつ適切な指導監督を実施します。
- 派遣労働者の雇用安定措置の履行確保に向けて、派遣元が対象派遣労働者に対して希望する雇用安定措置を聴取すること等について、適切に指導監督を実施します。
- 医療・介護等に係る職業紹介事業主に対して、適切に指導監督を実施します。

参考 労働者派遣事業・職業紹介事業の許可・届出事業所数の推移

(各年3月1日現在)

	労働者派遣事業		職業紹介事業	
	事業所数	対前年同月比	事業所数	対前年同月比
平成30年	7,593	▲1.1%	2,302	8.1%
平成31年	4,276	▲43.7%	2,530	9.9%
令和2年	4,406	3.0%	2,868	13.4%
令和3年	4,453	1.1%	3,068	7.0%
令和4年	4,411	▲0.9%	3,176	3.5%

(注) 平成31年の労働者派遣事業にかかる事業所数の減少は、平成27年労働者派遣法の改正による特定派遣(届出制)の経過措置期間が終了したことに伴うもの。